

法務・検察行政刷新会議第6回用意見要旨
後藤昭 2020年10月15日

1 黒川弘務（当時）東京高検検事長の勤務延長人事について

黒川氏の勤務延長を外から見れば、彼のために検察庁法の解釈を変更し、しかも彼を検事総長にするためにした、と見られることが避けられない状況で行われた。あえてそれをするのであれば、初めからその実質的な必要性を丁寧に説明しなければ国民の納得は得られない人事であった。それにも拘わらず建前論だけで乗りきれると考えた結果として、国家公務員全体の定年を延長する法改正も先送りせざるを得なくなった。このような失敗を繰り返さないために、法務・検察行政に携わる方々は国民に対する説明責任をもっと強く意識していただきたい。これは官僚だけでなく、大臣など政治家への期待でもある。

2 取調べへの弁護人立会いについて

（1）海外からの批判に対する対応

日本の刑事手続に対する海外からの批判の中で、もっとも反論しにくいのは、取調べに弁護人の立会いを許していないことである。これは、事実であって、誤解ではない。この点について刑事訴訟法に明文規定はないものの、実際の運用では立会いを認めていない。この批判に対する法務省のQ&Aでの回答は、正確ではないし、噛み合ってもいない。まず、法制審議会特別部会の開始からおよそ1年半後の『基本構想』の段階で、この論点は落ちている。それを「約3年間にわたって」議論したというのは、誤解を与える。また、弁護人の立会いが真相解明の妨げになるから許さないという説明は、批判者を納得させず、むしろ懐疑を増大させるであろう。批判する立場は、弁護人を排除した状態での取調べによって捜査官が目指す供述を引き出すことは公正ではないし、真実発見のためにも危険であると考えているからである。この批判に正面から答えようとするなら、日本では弁護人を立ち合わせなくても被疑者の供述の自由を守ることができ、かつ誤った自白も生じない特別なしくみがあることを説明しなければならない。しかし、その説明はできないであろう。回答が指摘する黙秘権や弁護人との秘密接見の権利などは、日本に特有なしくみではない。

（2）運用の現状についての質問

この問題を議論する前提として、運用の実状について、法務省に以下の質問をしたい。

①現状では、検察官が被疑者を取り調べる場合、少年事件や在宅事件（いわゆる任意の取調べ）を含めて、弁護人の立会いを許していないという理解で正しいか？

②検察庁の中で、弁護人の立会いは認めないという方針を公式に決定したことはあるか？

③（その方針決定がないとすれば）担当検察官の裁量によって弁護人を立ち合わせることに差し支えはないと理解してよいか？

④日本にいる米兵が被疑者となり、アメリカ合衆国側の「好意的配慮」によって起訴前に身柄の引き渡しを受ける場合、検察官による取調べにも米軍関係者を立ち合わせる事が条件になっているという理解は正しいか？

⑤（その理解が正しいとすれば）実際に立ち会っている「米軍関係者」とはどのような

人々か？米軍に勤務する法律家が立ち会うことはないか？

(3) 意見聴取りの提案

取調べへの弁護人立会いを認めるべきかどうか、現時点では委員の間で意見が分かれるであろう。しかし、ただ意見を言い合って終わるのではなく、この問題について認識を共有するための努力が必要である。そのために、次の3人から経験と意見を聴き取ることが提案する。

- ①被疑者として検察官の取調べを経験した方。村木厚子氏が最適任。
- ②第一線で取調べをしている検事として、法務省が推薦する方。
- ③弁護人立会いを実践しようとしている弁護士として、篠塚委員が推薦する方。